平成２５年（フ）第８５９５号
東京都世田谷区代沢１丁目34―５
債務者　五十嵐一夫
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５９７号
東京都杉並区和泉１丁目14―18―206
債務者　清水　浩子
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５９８号
東京都葛飾区立石２丁目28―４―502
債務者　宮澤　直子（旧姓野田）
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５９９号
東京都足立区大谷田４丁目８―７―204
債務者　畑中　浩幸
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６０２号
東京都足立区大谷田４丁目20―６　第５リオナハイツ202
債務者　飯野　清一
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６０４号
東京都板橋区幸町37―１
債務者　齋藤　康紀
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６１２号
東京都葛飾区四つ木３丁目７―13―303
債務者　佐々木　忍
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６１３号
千葉県千葉市美浜区真砂４丁目４―３―210
債務者　羽鳥　孝一
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６３０号
東京都調布市小島町２丁目11―２―101
債務者　竹安まゆ美
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３２号
神奈川県鎌倉市腰越４丁目11番37―105号
債務者　大島　隆祥
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１７号
横浜市青葉区荏田西２丁目４番地１　セジュール荏田西Ａ―203
債務者　井原　重男
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４５号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南147番地32
破産者　今村　陽平
１　決定年月日　平成25年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４２５号
札幌市南区真駒内柏丘６丁目４番６―301号
破産者　和田　沙織
１　決定年月日　平成25年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６１号
名古屋市南区岩戸町17番21号　薬師ビル506号、従前の住所名古屋市緑区神沢２丁目1514番地
破産者　荒木　優子（旧姓小川）
１　決定年月日　平成25年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２７号
名古屋市守山区西新12番29号　セフィラ西新201号
破産者　青山　尚平
１　決定年月日　平成25年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６７号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘２丁目16番地21
破産者　鈴木友康こと　李　　友康
１　決定年月日　平成25年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０５号
愛知県知多郡武豊町字迎戸９番地１　オークステシマ203号
破産者　前田　晃一
１　決定年月日　平成25年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部